

定期駐車券購入申請書

年 月 日

長与町長 様

申請者 住所
氏名
勤務先

TEL
TEL

長与町営駐車場を定期使用したいので、下記のとおり申請いたします。
なお、使用にあたっては、下記条件を遵守し、違約した場合には、駐車を拒否されても異議申立てを行いません。

駐車場の名称	1. 長与町駐車場 ② 吉無田駐車場		
車種		車両番号	
車両	住所		
所有者	氏名	電話()	
※ 使用期間	年 月 ~ 年 月末日		
※ 金額(月額)	5,500円	※発行日	年 月 日
※ 発行番号	2-	※取扱者	

※印欄は記入しないでください。

定期駐車券発行の条件

- 1 長与町駐車場条例及び同施行規則を遵守すること。
- 2 施行規則第12条に基づく条件
 - (1) 駐車区画は別途指定する（入庫中は駐車券を車中表示しておくこと。）。
 - (2) 使用者は、町内在住者、町内に勤務先を有する者を優先する。
 - (3) 定期駐車券の発行は原則として、1個人・1法人につき、それぞれ1台分とする。ただし、駐車区画に余裕がある場合は、3台分までとする。
 - (4) 駐車場の全部又は一部が補修等で使用できない場合は、無条件で駐車区画を明け渡すこと。
 - (5) 自動車保管場所の証明はしない。
 - (6) 車検等のやむを得ない理由により、代車を使用する場合は、その期間等を必ず管理人へ届出ること。
 - (7) 定期駐車券を発行できる期間は、原則として、4月分から翌年3月分までとする。ただし、年の中途から使用する者は、その月から翌年3月分までとする。年の中途で使用を中止するときは、その旨を町へ届出ること。なお、引き続き、翌年4月からの使用を希望するときは、新たに申請のこと。
 - (8) 月の中途の発行や使用中止については、使用料は減額しない。また、年の中途で使用を中止する場合には、その届出をしない者は、その月以降の使用料も徴収する。
 - (9) 定期駐車券の発行時に、正当な理由なく駐車場の使用料に未納がある場合は、定期駐車券を発行しない。
 - (10) 駐車場内における自動車の盗難、損傷、滅失等いかなる事故が発生しても、長与町及び管理人は一切その責任を負わないものとする。
 - (11) 上記の他、駐車場の使用については、管理人の指示に従うこと。